

商品概要説明書

J A山口県

【保証会社：山口県農業信用基金】用

商品名	J A多目的ローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の満年齢が 80 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。ただし、新卒の給与所得者で勤続年数 1 年未満の場合は、「月収×15」を前年度税込年収とみなします。 ○勤続（または営業）年数が原則 1 年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○組合員が必要とする一切の資金とします。ただし、以下の資金は対象外とします。 ① J A で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金。 ② 負債整理資金。 ③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金。 ④ 営農資金および事業資金。
借入金額	○1 組合員あたり 500 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。ただし、貸付実行時の年齢が 71 歳以上の場合は、200 万円以内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4 月 1 日、10 月 1 日）の基準金利（当 J A で定めるパーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ○金利については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（原則として農業者の方に限ります。）および特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。特定月増額返済方式の増額返済部分は、貸付額の50%以内とし1万円単位とします。 ○変動金利型の場合、お借入後の金利は、基準日に基準金利を基準に見直しを行い、ご返済額を新利率にて再計算いたします（新利率適用によるご返済は、4月1日基準日の場合、7月の約定返済日から、10月1日基準日の場合、翌年1月の約定返済日からといたします。）。																								
担保	○原則不要です。																								
保証人	○当JAが指定する保証機関（山口県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																								
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 ・【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（概算）※見積書等あり 保証料率：1.00% 貸付金利：5.85% 毎月返済方式の場合】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1年</td><td>2年</td><td>3年</td><td>5年</td><td>10年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>5,413</td><td>10,451</td><td>15,515</td><td>25,716</td><td>51,549</td></tr></table> ・【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（概算）※見積書等なし 保証料率：2.00% 貸付金利：5.85% 毎月返済方式の場合】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1年</td><td>2年</td><td>3年</td><td>5年</td><td>10年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>10,831</td><td>20,914</td><td>31,045</td><td>51,465</td><td>103,158</td></tr></table> ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年1.00%～2.00%です。	お借入期間	1年	2年	3年	5年	10年	保証料（円）	5,413	10,451	15,515	25,716	51,549	お借入期間	1年	2年	3年	5年	10年	保証料（円）	10,831	20,914	31,045	51,465	103,158
お借入期間	1年	2年	3年	5年	10年																				
保証料（円）	5,413	10,451	15,515	25,716	51,549																				
お借入期間	1年	2年	3年	5年	10年																				
保証料（円）	10,831	20,914	31,045	51,465	103,158																				

団体信用生命共済	○見積書等で資金使途が確認できる場合に限り、ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="533 242 1364 411"> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.5%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.5%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.6%</td></tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.5%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.5%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.6%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.5%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.5%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.6%								
9 大疾病補償保険	○見積書等で資金使途が確認できる場合に限り、ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 ①長期継続入院特約なし・・・年 0.8% ②長期継続入院特約付・・・年 0.85%								
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円（ネットバンクによる一部繰上返済は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093-561-0360								

	(福 岡) 電話：092－791－1840 (久留米) 電話：0942－30－0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03－3581－0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03－3595－8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03－3581－2249 【民間総合調停センター】 (大阪府) (J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございます。なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

(2025 年 9 月 13 日現在)